

令和5年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

令和5年2月28日

午前9時30分 開会

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員（12名）

1番	溝部真紀子	2番	齋藤文夫
3番	中川靖広	5番	伴吉晴
6番	大森恒太郎	7番	嶋田善行
8番	井上卓也	9番	横田敏文
10番	坂口徹	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷容子

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西和夫	副町長	加藤恵三
教育長	山本雅章	総務部長	西巻昭男
総務課長	仲村佳真	安全安心課長	曾谷博一
政策財政課長	真弓啓	住民生活部長	栗本公生
住民生活部次長	北典子	福祉課長	中原潤
子育て支援課長	中尾歩美	国保医療課長	猪川恭弘
住民課長	関口修	都市建設部長	上田俊雄
建設農林課長	手塚仁	都市創生課長	福居哲也
上下水道課長	岡村智生	会計管理者	安藤晴康
教育次長	本庄徳光	教委総務課長	松岡洋右

---

1, 議事日程

日程 1. 会議録署名議員の指名

日程 2. 会期の決定について

- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 報告第 1号 監査結果報告について
- 日 程 7. 令和5年度施政方針について
- 日 程 8. 議案第 1号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日 程 9. 議案第 2号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程10. 議案第 3号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程11. 議案第 4号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日 程12. 議案第 5号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日 程13. 議案第 6号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第14号）について
- 日 程14. 議案第 7号 令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日 程15. 議案第 8号 令和5年度斑鳩町一般会計予算について
- 日 程16. 議案第 9号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日 程17. 議案第10号 令和5年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について
- 日 程18. 議案第11号 令和5年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日 程19. 議案第12号 令和5年度斑鳩町水道事業会計予算について
- 日 程20. 議案第13号 令和5年度斑鳩町下水道事業会計予算について
- 日 程21. 議案第14号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について

日 程 2 2 .	諮 問 第 1 号	人権擁護委員の推薦について意見を求めること について（その1）
日 程 2 3 .	諮 問 第 2 号	人権擁護委員の推薦について意見を求めること について（その2）
日 程 2 4 .	諮 問 第 3 号	人権擁護委員の推薦について意見を求めること について（その3）
日 程 2 5 .	承 認 第 1 号	町長専決処分について承認を求めることについ て（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第1 3号）について）
日 程 2 6 .	認 定 第 1 号	町道認定について
日 程 2 7 .	同 意 第 1 号	斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を 求めることについて（その1）
日 程 2 8 .	同 意 第 2 号	斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を 求めることについて（その2）
日 程 2 9 .	同 意 第 3 号	斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を 求めることについて（その3）
日 程 3 0 .	同 意 第 4 号	斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を 求めることについて（その4）
日 程 3 1 .	同 意 第 5 号	斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を 求めることについて（その5）
日 程 3 2 .	同 意 第 6 号	斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を 求めることについて（その6）
日 程 3 3 .	同 意 第 7 号	斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を 求めることについて（その7）
日 程 3 4 .	同 意 第 8 号	斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を 求めることについて（その8）
日 程 3 5 .	同 意 第 9 号	斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を 求めることについて（その9）
日 程 3 6 .	承 認 第 1 0 号	斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を 求めることについて（その10）
日 程 3 7 .	認 定 第 1 1 号	斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を 求めることについて（その11）
日 程 3 8 .	同 意 第 1 2 号	斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を

		求めることについて（その12）
日 程 3 9 .	同意第 1 3 号	斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を 求めることについて（その13）
日 程 4 0 .	同意第 1 4 号	斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を 求めることについて（その14）
日 程 4 1 .	同意第 1 5 号	斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意 を求めることについて（その1）
日 程 4 2 .	同意第 1 6 号	斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意 を求めることについて（その2）
日 程 4 3 .	同意第 1 7 号	斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意 を求めることについて（その3）
日 程 4 4 .	同意第 1 8 号	斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意 を求めることについて（その4）
日 程 4 5 .	同意第 1 9 号	斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意 を求めることについて（その5）
日 程 4 6 .	同意第 2 0 号	斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意 を求めることについて（その6）
日 程 4 7 .	同意第 2 1 号	斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意 を求めることについて（その7）
日 程 4 8 .	報告第 2 号	議会の委任による町長専決処分の報告について （損害賠償の額の決定について）
日 程 4 9 .	報告第 3 号	議会の委任による町長専決処分の報告について （令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第11 号）について）
日 程 5 0 .	報告第 4 号	議会の委任による町長専決処分の報告について （令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第12 号）について）
日 程 5 1 .	報告第 5 号	令和5年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告 について

---

1, 本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

---

(午前9時30分 開会)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、令和5年第1回斑鳩町議会定例会を開会します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集の挨拶をお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） おはようございます。

令和5年第1回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼申しあげます。平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申しあげます。

さて、本定例会は、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてなど、45議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認くださいますようお願い申しあげます。

また、去る1月26日から2月1日まで、5日間にわたり、佐伯、中川両監査委員には令和4年度の定期監査を実施していただいたところではありますが、終始熱心かつ厳正な監査を賜り、ここに深く感謝を申しあげる次第でございます。

令和5年度の施政方針につきましては、後刻ご説明させていただくこととし、簡単ではございますが、招集のあいさつとさせていただきます。

○議長（伴吉晴君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりであります。よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員には、1番 溝部議員、2番 齋藤議員を指名します。両議員には、会期中よろしく願います。

続きまして、日程2. 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を本日から3月24日までの25日間と定めることについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伴吉晴君）異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月24日までの25日間と決定しました。

次に、日程3．建設水道常任委員長報告についてを議題とします。

令和4年第5回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

9番、横田委員長。

○建設水道常任委員長（横田敏文君） おはようございます。それでは、閉会中の2月14日に開催した建設水道常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、11月上旬から、服部川に橋梁を設置する工事に着手されており、現在、橋梁下部工事が完了し、上部工事が行われているとのことです。また、工事範囲の一部見直し、工期の延長、発掘調査期間の延長について報告されました。委員より、服部川にかかる橋の高さについて、発掘調査で見つかった遺構についてなど、質疑があり、理事者より答弁されています。

継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項として、1点目、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について、株式会社呉竹荘が、奈良県宿泊施設立地促進補助金を申請されたとのこと。採択された場合の補助額は、最大で4,150万円と試算しているとのことです。また、この補助制度の対象は、令和6年3月末までに着工する宿泊施設であることから、町としては、より着実な事業進捗に向けた動機付けになると期待していると報告がありました。委員から、マルシェは計画どおり進んでいるのか質疑があり、理事者より予定どおりである旨、答弁されています。

次に、各課報告事項の（2）から（5）までは、令和5年第1回定例会提出予定案件に関連する報告事項であったことから、閉会中の委員会では質疑の時間は設けず、本会議上程後に質問していただくこととしました。

（2）水道事業の県域一体化について、2月1日に開催された奈良県広域水道企業団設立準備協議会の内容について報告がありました。構成団体の変更となり、大和郡山市が追加、葛城市が削除となったことなど、基本計画の最終案等が報告されました。令和5年3月議会で、一体化参加団体の各議会に法定協議会設置議案を上程、令和5年4月に法定協議会の発足、令和7年4月に事業統合をめざすとのことです。また、前回の委員会で質問のあった引継ぎ資金の配分にかかる事項について説明されました。

次に、（３）町営住宅長寿命化計画に伴う改修工事について、斑鳩町町営住宅長寿命化計画に基づき、令和５年度は長田団地Ａ棟の改修工事を予定しているとのこと。財源として、補助率５０％の社会資本整備総合交付金事業を活用することなどが報告されました。次に、（４）創業支援補助制度の改正について、現行の制度を一部変更し、令和５年度から３年間実施する予定とのこと。主な変更点は、重点創業促進事業において、従来の法隆寺周辺地区特別用途地区での上限２１０万円の区分に加えて、新たに法隆寺からＪＲ法隆寺駅までの沿道周辺地区での上限１００万円の区分を新設することです。募集件数は、重点創業促進事業のうち、法隆寺周辺地区特別用途地区と法隆寺からＪＲ法隆寺駅までの沿道周辺地区を１件ずつ、その他を１件としており、申請件数が募集件数を上回った場合の決定基準として、町内在住者、重点創業促進事業の業種を優先すると報告がありました。次に、（５）三井浄水場解体工事及び水道庁舎改修工事について、令和７年度の県域一体化に向け、奈良県広域水道企業団への水道資産の引継ぎについて協議を進めているが、三井浄水場の敷地と水道庁舎は、町の施設として今後も町で活用し維持管理を行っていく予定とのこと。今後の活用にあたり、三井浄水場の浄水施設の解体工事や水道庁舎の屋根、外壁塗装等改修工事を令和５年度から計画的に実施すると報告がありました。次に口頭報告として、町有地道路において道路側溝のグレーチングが跳ねあがり、自動車の車体に傷がついた事故が発生したと報告されました。委員から、事故の原因と現場の復旧状況について質疑があり、理事者より答弁されています。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他について、委員よりカーブミラーの維持管理についてのご意見がありました。

以上が、閉会中の建設水道常任委員会における審査結果の概要です。なお、詳細につきましては会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願いいたしまして、建設水道常任委員会の報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程４．厚生常任委員長報告についてを議題とします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

８番、井上委員長。

○厚生常任委員長（井上卓也君） 改めましておはようございます。

それでは、閉会中の２月１５日に開催しました厚生常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、継続審査案件であります（１）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、廃棄物、資源物の処理に係る伊賀市との事前協議について、２月３日の事前ヒアリングにおいて、斑鳩町より、勉強会離脱の経緯や今後の自区内処理に向けたとりくみについて早期に方向性を示したいことを伊賀市に説明し、２月８日、伊賀市搬入自治体審査会で、令和５年度の一般廃棄物の搬入について承認されたと報告されました。引き続き、自区内処理に向けたとりくみを進め、議会と相談しながら、早期に方向性を決定していきたいとのことです。委員より、質疑はありませんでした。

継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項として、１点目、斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園の整備について、運営事業者である社会福祉法人檸檬会と、令和６年４月の開園に向けて、具体的な整備計画等を協議されており、現時点での協議が整った内容について報告がありました。委員より、レイモンド斑鳩こども園の定員について、朝の園児受け入れ開始時刻について、制服等の保護者負担について、斑鳩西小学校運動場東側の出入口の今後について、など質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、各課報告事項の（２）から（８）までと口頭報告については、令和５年第１回定例会提出予定案件に関連する報告事項であったことから、閉会中の委員会では質疑の時間は設けず、本会議上程後に質問していただくこととしました。

（２）国民健康保険税の適正な税率等について、国民健康保険運営協議会に令和５年度以降の国民健康保険税のあり方について諮問していたところ、協議会より、令和５年度の保険税の引き上げについては、被保険者への急激な負担増を求めることとならないよう、また、令和６年度で統一保険料率となることを考慮し、改定を行うこととすると答申があったとのことです。この答申にもとづき、保険税率改定に係る条例改正を３月定例会に上程すると報告がありました。

次に、（３）子ども・妊婦インフルエンザ予防接種費用助成制度の創設について、生後６か月から小学６年生までと中学３年生、高校３年生に相当する年齢の人、妊娠中の人を対象に、接種１回につき２千円を上限に助成する制度を令和５年４月１日から開始すると報告されました。

次に、（４）がん患者医療用補整具購入費助成制度の創設について、がん患者の心理的及び経済的な負担を軽減するため医療用補整具の購入に要する費用の一部を助成することし、令和５年４月１日から開始すると報告がありました。



次に、（５）斑鳩町パートナーシップ宣誓制度の創設について、令和５年４月１日から導入し、宣誓した人が宣誓の要件をすべて満たしていると認める場合は、パートナーシップ宣誓証明書とパートナーシップ宣誓証明カードを交付するとのことです。あわせて、パートナーシップの宣誓を行った人が町営住宅への入居が可能となるよう、町営住宅の規則を改正すると報告がありました。

次に、（６）子ども医療費助成制度の拡大について、助成対象を現在の中学校卒業までから高等学校卒業までの年齢に拡大し、令和５年４月診療分から自動償還払いにより助成を行うこと、３月中旬に対象全世帯に新しい有効期限の資格者証を送付すると報告がありました。

次に、（７）町有施設における再生可能エネルギー等導入可能性調査について、温室効果ガスの削減に向け、町有施設に太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を検討するための調査を令和５年度に実施すると報告がありました。財源として、国の補助金を活用する予定とのことです。

次に、（８）町公共施設等照明設備のＬＥＤ化について、温室効果ガスの削減に向けて、町公共施設等の既存照明設備のＬＥＤ化を計画的に推進していくとのことです。財源として、地方債等を活用する予定とのことです。

次に、口頭報告として、出産育児一時金の支給額の改正について報告されました。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他について、委員より質疑、ご意見はございませんでした。

以上が、閉会中の厚生常任委員会における審査結果の概要です。

なお、詳細につきましては会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願いしまして、厚生常任委員会の報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程５．総務常任委員長報告についてを議題とします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

２番、齋藤委員長。

○総務常任委員長（齋藤文夫君） それでは、閉会中の２月１６日に開催しました総務常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、継続審査案件であります（１）斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、文化財

センターの啓発活動について、奈良大学と共同実施する古墳の範囲確認調査について報告がありました。また、いかるがパークウェイ建設にともなう発掘調査について、溝や柱穴などの遺構や、土器などの遺物が見つかり、発掘調査の作業量が増加したことから、調査期間を3月までに延長しているとのこと。委員より、パークウェイでの調査の終期について質疑があり、理事者より答弁されています。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項として、1点目、令和5年度税制改正大綱（地方税関係）の概要について、税制改正のうち町税条例の改正に関する事項について報告されました。令和5年4月1日からの適用等を必要とする改正内容については、3月31日付けで専決処分を予定しているとのこと。委員から、税制改正により影響を受ける対象者と影響額について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に（2）斑鳩町地域防災計画の見直しについて、災害予防に関する事項や、住民等の円滑かつ安全な避難の確保など、主な改訂ポイントについて報告がありました。委員から、パブリックコメントの実施期間と事前周知について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、（3）斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園の整備について、厚生常任委員会と同様の報告がなされました。委員から、レイモンド斑鳩こども園の預かり保育や園庭について、斑鳩西幼稚園に勤務している職員について、斑鳩西小学校の運動場や遊具について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、各課報告事項の（4）から（13）までは、令和5年第1回定例会提出予定案件に関連する報告事項であったことから、閉会中の委員会では質疑の時間は設けず、本会議上程後に質問していただくこととしました。

（4）（仮称）斑鳩町龍田西地区地域交流館の整備について、配置図や平面図、立面図などの資料にもとづき報告がありました。令和5年6月議会に工事契約の締結に係る議案を提出し、令和5年度に工事を完了し、令和6年4月に開館する予定とのこと。

次に、（5）斑鳩町デジタル防災行政無線システム戸別受信機の設置について、現在工事をすすめているデジタル防災行政無線システムを活用して、防災情報無線の内容を屋内で確認できる戸別受信機を希望される住民等は無償貸与していく方針と報告されました。次に、（6）斑鳩町管理街頭防犯カメラの増設について、すでに設置している町管理の防犯カメラ20台に加えて、令和5年度から2か年で15か所、17台を増設する計画とのこと。

次に、（７）不登校対策の充実について、令和５年度から、旧の高安睦自治会集会所を活用して、学校に登校しづらい児童生徒の悩みや不安の解消と心の居場所づくりを行うとのことです。

次に、（８）学校施設整備調査の実施について、町立学校の校舎の老朽化や児童生徒数の減少見込みに対応するため、令和５年度に学校施設の適正配置と長寿命化を検討するための基礎資料の整理を行うとのことです。学校を取り巻く状況の把握、施設の劣化状況の把握、施設の課題を整理し、学校施設の適正配置と長寿命化に係る基準を設定したうえで再配置素案の作成、スケジュール素案の検討を行っていくと報告がありました。

次に、（９）世界遺産登録３０周年記念事業について、三つの事業を実施すること。（１０）文化財体験アプリの制作について、藤ノ木古墳の魅力を伝えるアプリを制作するとのことです。次に、（１１）新たなマラソン大会の開催について、令和５年度から、助成制度を活用して内容を充実させ、新たなマラソン大会を、秋と冬の２回に分けて開催すると報告がありました。マラソンの部は、ハーフコースと１０kmコースで、２月の第２日曜日に開催。ファンランの部は、３kmコースと６kmコースで、１０月の第２月曜日、スポーツの日に開催予定とのことです。

次に、（１２）町外プール施設の利用料金の助成について、県営の二つのプールと三郷町の町民プールを対象に、本人負担額を斑鳩町の町民プールの利用料金と同額として、差額を助成する制度を新設するとのことです。次に、（１３）中央体育館空調設備の整備について、中央体育館アリーナ、サブアリーナ、武道場に空調設備を整備する方針について、令和５年度に設計業務、令和６年度に整備工事を予定していると報告がありました。設置費用や維持管理費用、耐久性やスポーツへの影響などを比較検討し、風の影響が出ない輻射式パネル冷暖房システムを導入する計画とのことです。

次に口頭報告として、統一地方選挙の日程等について、職員採用試験の結果について、災害時の法律相談等に関する協定書の締結について、特設公衆電話の設置、利用に関する覚書の締結について、ミュージックチャイムの吹鳴について報告されました。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他について、委員より、卒業式等でのマスクの取り扱いについて質疑があり、理事者より答弁されています。

以上が、閉会中の総務常任委員会における審査結果の概要です。

なお、詳細につきましては会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願いしまして、総務常任委員会の報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程6．報告第1号 監査結果報告についてを議題とします。

監査委員より、去る1月26日から2月1日までの5日間に執行されました定期監査について、お手元に配布しておりますとおり報告書を提出いただいております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため、本日、監査報告は朗読いたしません。佐伯、中川両監査委員には、連日にわたり綿密な監査を執行いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

次に、日程7．令和5年度施政方針についてを議題とします。

令和5年度施政方針の説明を求めます。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 令和5年第1回斑鳩町議会定例会の開会にあたりまして、私の町政運営に関する所信の一端を申しあげ、住民の皆様並びに議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

近年、社会が大きく変化するなか、急速な少子高齢化の進展、頻発し激甚化する自然災害、深刻さを増す気候変動、加速するデジタル化による社会構造の変化、人々の価値観の多様化などの問題に対する対応など、我が町も全国的な行政課題に直面しています。

また、最初の感染が判明してから3年が経過した新型コロナウイルス感染症は、今年の5月8日から、季節性インフルエンザと同じ五類感染症へと感染症法上の位置付けが変更される見通しで、コロナとの共生に向けた新たな段階に入りますが、ソーシャルディスタンスに代表される新しい生活様式が浸透し、対面でのコミュニケーションが少なくなった今、アフターコロナの時代においては、あらためて、地域コミュニティの一層の活性化が求められています。先行きの見通せない不安な時代だからこそ、私は、しっかりと住民に寄り添い、生活を支え、未来へ続く斑鳩をつくってまいります。

私がめざす斑鳩の姿は、誰もが住み続けたい、住んでみたい、訪れたいと思える活力とにぎわいにあふれるまちです。そして、それぞれの価値観や生き方を受け入れ、認め合うとともに、多様性を尊重し、みんなが笑顔で、希望をもって暮らしていけるまちです。そうしたことから、子どもの育ちを支え、子育てを応援するためのとりくみや、安全、安心、活力とにぎわいのあるまちであり続けるための投資、公共施設マネジメントの推進、さらには、温室効果ガスの排出抑制など、斑鳩の将来を創るための課題に対して、果敢に挑戦してまいります。

こうしたなかで、令和5年度予算案は、一般会計で総額107億8千万円を計上しています。前年度と比較して、6億5千万円、6.4%の増額となっています。また、一般会計、特別会計及び企業会計の5会計を合わせました予算総額は、201億6,889万7千円で、7億6,416万1千円、3.9%の増額となっています。

それでは、第5次斑鳩町総合計画の基本目標に沿って、令和5年度の主要な施策についてご説明申し上げます。

はじめに、災害に強いまちづくりであります。近年の著しい集中豪雨に伴う内水防除として、法隆寺北1丁目地内におきまして、令和5年度から2か年計画で貯留施設整備工事を実施し、浸水対策にとりくんでまいります。また、災害復旧の迅速化や、土地の適正管理を目的とした地籍調査業務に引き続きとりくんでまいります。

さらに、整備を完了するデジタル防災行政無線システムについて、新年度は、防災行政無線の内容を屋内で確認できる戸別受信機を希望される住民等に対して無償で貸与してまいります。また、町地域防災計画に基づき、災害発生時に地域住民が連携を保ちながら災害対応活動ができるよう、防災意識の高揚と防災知識の普及、初動体制をはじめとした防災体制の充実を図るため、地区別防災訓練等を実施するとともに、地域住民が日頃から水害リスクを把握し、水防災への意識を高めるため、奈良県防災士会、地域自主防災組織と連携し、浸水想定区域内の町公共施設に浸水想定深を表示してまいります。また、避難行動要支援者一人ひとりの誘導や避難所での生活支援などを迅速かつ的確に実施するため、引き続きハザードマップにおいて危険度が高い地域に居住されている方から、順次個別避難計画を作成してまいります。

次に、防犯・生活安全の向上についてであります。登下校時の子どもの安全確保のため、通学路を中心に設置した防犯カメラの維持管理を引き続き行うとともに、令和5年度から2か年計画で、町管理の街頭防犯カメラを増設し、犯罪抑止対策の強化に努めてまいります。また、自治会管理の防犯灯については、LED防犯灯の更新時期を順次迎えていることから、経年劣化による更新費用の支援に引き続きとりくんでまいります。交通安全対策の推進では、本年4月1日から全ての年代において、自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されます。警察など関係機関と連携し、自転車の交通ルールの順守と被害の軽減のため、乗車用ヘルメットの着用に向けた啓発活動を行ってまいります。さらに、通学路における安全確保として、子どもたちが安全で安心して通学、通園ができるよう、地域の皆様や警察など関係機関と協力し、安全点検の充実を図るとともに、道路反射鏡や防護柵など交通安全施設の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、ライフラインの確保についてであります。水道事業では、人口減少に伴う給水収益の減少や施設の老朽化による更新需要の増加、職員の減少による技術力の低下などの課題について、県域一体化による広域的なとりくみにより、将来にわたって安全、安心な水道水の供給に努めてまいります。その一環として、不要となる浄水場施設等の撤去や水道庁舎の改築等を行い、継続して管理する施設の適正化を進めてまいります。

また、老朽化した管路施設の更新については、継続して実施するとともに、今後も計画的にとりくんでまいります。下水道事業では、引き続き計画的かつ効率的な整備を進めるとともに、次期事業計画の策定に着手し、中長期の事業運営を見据えたとりくみを行ってまいります。

次に、道路・交通網の整備についてであります。幹線道路の整備として、いかるがパークウェイ事業の五百井・興留区間の本線においては、用地取得が完了し、昨年9月から工事に着手したところであります。今後も、本区間の早期完成及び開通に向け、国や関係機関と連携し、円滑な事業推進に努めてまいります。また、生活道路の整備として、地域からの要望路線や継続してとりくんでいる路線の整備を計画的に進めてまいります。さらに、生活道路の経年劣化や破損などに対する修繕工事、定期点検や修繕計画の見直しによる橋りょう環境の整備など、安全で快適な生活に支障をきたさないよう、道路施設の適切な維持管理に努めてまいります。また、公共交通の利便性の向上として、地域の生活交通を担うコミュニティバスの実証運行を続けてまいります。

次に、住宅・生活環境の整備についてであります。町営住宅施設の長寿命化として、長田団地B棟に引き続き、A棟について町営住宅長寿命化計画に基づく改修工事を実施してまいります。また、法隆寺及びJR法隆寺駅周辺地区における奈良県と連携したまちづくりとして、令和3年9月に奈良県と締結した基本協定に基づき、法隆寺周辺地区では歴史・文化拠点としての機能強化、JR法隆寺駅周辺地区では多様な都市機能を複合させた魅力ある交通拠点としての機能強化、さらには、JR法隆寺駅周辺から法隆寺周辺までの回遊性の向上など、地区や事業ごとに事業内容を具体化する基本計画の策定に向けてとりくんでまいります。

次に、循環型社会の推進・環境保全についてであります。循環型社会の推進として、斑鳩町一般廃棄物処理基本計画及び斑鳩まほろば宣言・推進計画に基づき、食品ロスの低減、事業系排出ごみの資源化など、総合的・計画的にごみの減量化・資源化にとりくみ、循環型社会の形成を推進してまいります。また、先進的なごみ処理方法やごみの減量化・資源化を進めるための効率的な収集体制について調査研究を進めるとともに、安

定的なごみ処理の確立に向け、あらゆる可能性を検討し、とりくんでまいります。

さらに、災害発生時に迅速かつ適切に災害廃棄物を処理するため、斑鳩町災害廃棄物処理計画に基づき、とりくみを推進してまいります。

次に、環境保全対策の推進として、斑鳩町地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガス削減目標の達成に向けて、公共施設における太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入可能性調査を実施するとともに、避難所や役場庁舎等の照明設備のLED化にとりくんでまいります。また、環境教室や環境イベントなどの開催を通して、環境について広く学ぶことができる機会を提供し、地球温暖化をはじめとする環境問題に対して、負荷の少ない持続的発展が可能なまちづくりにとりくんでまいります。

次に、持続可能な行財政運営についてであります。コンパクトで質の高い持続可能な組織をめざして、新たに策定した行政改革アクションプランに基づき、業務全体の再設計を行い、ICTを効果的に活用するとともに、組織力の向上を図ることで、住民サービスの向上につながるとりくみを進めてまいります。その一環として、職員の出退勤時間のほか、休暇や時間外勤務等を含めた出退勤情報を一元的に管理することができる出退勤管理システムを新たに導入するとともに、その基盤整備として出先機関にLGWAN系ネットワーク拠点を追加し、業務の効率化を図ってまいります。

また、人事評価結果に基づく能力、実績を的確に反映した人事管理を実施することにより、職員の人材育成・組織マネジメントの強化を図るとともに、長時間労働の抑制、各種ハラスメント対策を講じることにより、誰もが働きやすい職場環境の構築に引き続きとりくんでまいります。

次に、子育て環境の充実についてであります。女性の就業率の上昇等、子育て世帯を取り巻く社会環境が変化するなか、多様化する子育てニーズに対応するため、令和6年4月の開園に向けて、引き続き斑鳩西幼稚園の公私連携幼保連携型認定こども園への再構築を支援するとともに、さらに、町内私立幼稚園の認定こども園への移行についても支援してまいります。また、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てできるよう出産・子育て応援給付金を給付するとともに、保健センター内の子育て世代包括支援センターと、子育て支援課内の子ども家庭総合支援拠点が連携しながら、伴走型の相談支援を進めてまいります。さらに、子ども家庭総合支援拠点においては、児童虐待対応の強化を図るため、虐待対応専門員として、ソーシャルワークを担う精神保健福祉士を配置し、相談体制の充実に努めてまいります。

また、子どもや妊婦がかかると重症化しやすいインフルエンザへの対策として、イン

フルエンザワクチン予防接種費用の一部助成を行い、発症や重症化予防に努めるとともに、子ども医療費助成の対象を拡充し、子育て支援策の充実を図ってまいります。

次に、子どもの教育の充実についてであります。時代に応じた教育内容の充実に向け、ICT教育や英語教育について、支援スタッフの配置やサポート体制を整備し、子どもたちの情報活用能力の育成とともに、論理的思考を育むプログラミング教育の充実を図り、子ども一人ひとりの個性や自主性、創造性を高める教育を推進するとともに、小・中学校9年間を通じて、本町の豊富な歴史資源を題材に、教科横断的に学ぶ教育プログラム「いかるが楽」に引き続き取り組み、伝統と文化を尊重し、継承、発展させる意欲と態度の育成を図ってまいります。また、国基準に先行する独自の少人数教育の充実を図り、きめ細やかな指導を行うことができるよう、少人数学級編制と、ティーム・ティーチングや少人数による指導を継続してまいります。さらに、教育環境の整備・充実のため、学校施設について、将来を見据えた施設整備方針の検討に着手してまいります。

青少年の健全育成では、児童生徒のいじめ、不登校、非行や心の問題等について、案件が複雑化し、継続的な対応が必要な事例が増加傾向にあることから、スクールカウンセラー配置の充実によるカウンセリング機能の強化や、学校へ通いにくい子どもたちのこころの居場所づくりなど不登校対策の充実を努めてまいります。

次に、子どもを守るしくみの充実についてであります。児童虐待については、他市町村から転入される児童虐待へのリスクの高い家庭に関し、より一層の情報連携の強化を図るため、本町で運用している児童家庭相談システムと国の情報共有システムを連携するためのシステム改修を実施することにより、転入後の対象家庭に対して、迅速かつ適切な介入と支援ができる体制の構築を進めてまいります。また、前年度に策定したヤングケアラー支援マニュアルの運用を行うなかで、ヤングケアラーを早期に発見し、相談を受け、必要な支援につなぐことができるよう、関係機関と連携した対応を行ってまいります。さらに、経済的な理由により就学が困難な子育て家庭に対し、引き続き学用品費や給食費等の支援を行うほか、学力、学習意欲の向上を図るため、地域の教員経験者等との協働による学習支援事業を実施してまいります。

次に、健康づくりについてであります。ワクチン接種をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国の動向を注視し、適切に対応してまいります。

また、住民の健康寿命の延伸や生活の質の向上を図るため、第2期斑鳩町健康増進計画及び第2期斑鳩町食育推進計画については、前年度に実施した健康づくりに関するアンケート調査の結果をもとに、新年度は次期計画を策定してまいります。



加えて、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざし策定している斑鳩町自殺対策計画についても、次期計画を策定してまいります。

さらに、がん患者の心理的及び経済的な負担を軽減するとともに、がん患者の治療並びに就労及び社会参加等の両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため、がん患者に対して医療用補整具の購入にかかる費用の一部助成を行ってまいります。

また、高齢者が抱える様々な健康課題に対応し、地域全体で高齢者を支え、健康寿命の延伸につなげることを目的として、引き続き高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的な実施にとりくむとともに、利用者の利便性の向上を図るため、総合保健福祉会館駐車場の拡張整備を行ってまいります。

次に、高齢者の福祉・介護の充実についてであります。新年度は、第8期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の最終年度となることから、本計画に基づき、本町の全ての住民が、一人ひとりの尊厳の尊重と地域とのつながりを感じながら高齢期を迎えることができ、高齢者になっても自立と社会参加が可能となるまちづくりを進めてまいります。また、サービスや支援を必要としている人々が、医療・介護・予防・生活支援・住まいのネットワークとのつながり、その人らしい暮らしをいつまでも続けられるよう、広域連携による医療・介護の連携強化をはじめ、介護予防、健康づくり、生きがいづくりなどの事業を推進し、地域包括ケアシステムの構築を一層進めてまいります。

次に、障害者福祉の充実についてであります。新年度は、斑鳩町障害者福祉計画及び第6期斑鳩町障害福祉計画・第2期斑鳩町障害児福祉計画の最終年度となることから、本計画に基づき、就労や地域活動、レクリエーションなどの事業の推進、合理的配慮の普及、啓発、相談機能の強化など、地域共生社会の実現に向けた総合的な支援のとりくみを、引き続き実施してまいります。また、学校教育における支援として、教育上何らかの支援を必要とする児童・生徒に細やかな支援を行うことができるよう、引き続き小・中学校の特別支援学級、通級指導教室の運営・充実に努めるとともに、就学に必要な施設整備にとりくんでまいります。

次に、安定した社会保障制度の運営についてであります。国民健康保険制度の県単位での安定した財政運営を図るため、国民健康保険税などの歳入の確保に努めるとともに、適切な医療費の支出を行うため、奈良県や国民健康保険団体連合会と連携しながら、県内市町村が共同でとりくむ保健事業などの施策を展開してまいります。また、子ども医療費助成について、子どもの健康保持と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、一層の子育て支援策を推進するため、新年度から、その対象を高等学校卒業までの年齢に

拡大して実施してまいります。

次に、生涯学習・生涯スポーツの推進についてであります。住民の身近な生涯学習の場として各公民館で開催している公民館教室について、多様化する学習ニーズに対応し、より参加しやすい環境を整備するなど、学習機会の拡充と内容の充実に努めてまいります。また、住民のニーズにあった図書館サービスが提供できるよう、引き続き蔵書及び電子図書館サービスの充実に努めてまいります。

生涯スポーツの推進では、いかるがの里・法隆寺マラソン、斑鳩三塔健康走ろう会に代わる新たなマラソン大会として、その内容を充実し、10月にファンランの部、2月にはマラソンの部を開催するとともに、町民プールについては、施設の老朽化等により新年度も運営を休止することとし、その代替事業として、水と親しむ機会を提供し、住民のスポーツ及びレクリエーションの振興と心身の健全な発達に寄与するため、県営プールと三郷町町民プールの利用料金の一部を助成してまいります。

また、中央体育館のスポーツ施設及び避難所としての環境を向上させるため、空調設備の整備に向けた設計を行ってまいります。

次に、住民活動と協働の推進についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響から低迷していた社会経済活動が回復基調となり、コミュニティ活動についても再開が見られるなか、地域コミュニティの核となる自治会の活性化に向け、その活動に対する支援に、引き続きとりくんでまいります。また、地域コミュニティ活動の拠点整備として、龍田西地区において地域交流館の整備計画を進めることとし、令和6年度の開館に向け、新年度は施設の建設工事を実施してまいります。協働のまちづくりでは、引き続き行政と目的や目標を共有する住民活動の立上げを支援することとし、新年度は活動提案事業制度により2団体の活動を助成してまいります。

次に、男女共同参画社会の推進についてであります。男女共同参画の意識形成に向けたとりくみを引き続き進めるとともに、女性活躍推進セミナーの開催などを通じて、様々な分野での女性の社会生活における活躍を支援してまいります。

次に、人権・平和社会・多文化共生についてであります。一人ひとりの人権が尊重される地域社会の実現に向け、関係機関等との連携を図り、人権啓発や人権教育を行ってまいります。また、町民一人ひとりが互いの価値観や個性の違いを認め合い、全ての人の人権が尊重され、多様性が認められる共生社会の実現をめざし、パートナーシップ宣誓制度を導入してまいります。

次に、観光まちづくりの推進についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響

を受けているマルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に対し、令和5年度中の工事再開及び令和6年12月中の開業に向けて、事業者と継続的な協議や調整を行ってまいります。また、魅力ある観光地域づくりを行うため、JR法隆寺駅周辺から法隆寺周辺におけるまちあるき観光拠点の立地の促進に加え、令和3年4月に発足した生駒郡4町と大和郡山市、王寺町の1市5町によるWEST NARA広域観光推進協議会において、地域の活性化をめざし、旅行商品の造成や戦略的な観光プロモーション等を展開し、広域連携による知名度向上と産業振興にとりくんでまいります。

さらに、法隆寺周辺の特性を活かした観光・歴史まちづくりの推進に向け、第2期斑鳩町歴史的風致維持向上計画の策定にとりくんでまいります。

次に、商工業の振興についてであります。地域経済の持続可能な発展と活性化を図るため、斑鳩ブランドのPRや販売促進にとりくんでいくとともに、商工会や金融機関などの関係機関と連携し、経営指導の充実や国等の支援施策の情報を収集し提供することで、町内事業者の商業活動を支援してまいります。

また、商業の活性化、雇用の促進を目的に、創業や事業所の開設に対し、相談支援を引き続き継続し、助成制度を充実してまいります。

次に、農業の活性化についてであります。遊休農地対策として、国の農地利用最適化交付金を活用し、農業委員会の活動のさらなる活性化を図るとともに、関係機関と連携しながら、担い手への農地利用の集積、集約化を推進してまいります。また、防災重点ため池に指定されている桜池の耐震化を図るため、県営事業による耐震工事に引き続きとりくんでまいります。さらに、防災重点ため池の耐震性調査を引き続き実施し、ため池の防災対策を強化するとともに、井堰の機能診断を実施し、保全計画の策定による生産基盤の整備にとりくんでまいります。

次に、歴史・文化遺産の保全と活用についてであります。今年、法隆寺地域の仏教建造物が、わが国初の世界遺産に登録されてから30周年の節目の年であり、それらの情報発信を行うため、世界遺産サミットのほか展示会や講演会などを開催してまいります。加えて、世界に誇る本町の歴史的、文化的遺産の価値を再認識し、後世に引き継いでいく機運の醸成を図るため、官民連携による聖徳太子関連イベントとして、和のあかりと未来へのひかり事業を内容を充実し、実施してまいります。

また、この世界遺産登録30周年を記念し、町内の文化財をあらためて知っていただき、訪ねていただくことを目的としたガイドブックを作成してまいります。さらに、史跡藤ノ木古墳の一層の周知のためにいただいた寄附金を財源として活用し、AR技術等

による藤ノ木古墳の石室見学体験や町内の古墳を巡るラリーなど、現地を訪れた方に楽しみながら学んでいただけるアプリを制作するとともに、藤ノ木古墳の見学の際にもご利用いただいている斑鳩町文化財活用センター駐車場の増設を行ってまいります。

次に、文化・芸術の振興についてであります。文化・芸術の拠点として、いかるがホールを多くの皆様に利用していただけるよう、新年度は、小ホールの照明設備の更新を行うこととしており、経年劣化の施設更新を計画的に進めてまいります。

また、住民の文化・芸術に対する関心と教養を深めるとともに、技術の向上を図り、文化・芸術の振興を図るため、文化芸術祭を開催してまいります。

次に、風景・景観・自然環境の保全についてであります。斑鳩の里の風景・景観を保全するため、住民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、協働による景観づくりを進めるとともに、関係法令や関係諸制度等の活用により、住民の景観形成活動への支援を図ってまいります。また、歴史環境や自然環境を活用した、家族で余暇を楽しめるビュースポットの整備に向け、基本計画の策定にとりくんでまいります。さらに、森林資源の適切な管理を図るため、森林環境譲与税を財源として、間伐や人材育成等を含めた新たな森林管理システムの創設を進めながら、山林の保全と活用を図ってまいります。

以上、町政運営に関する私の所信の一端として、新年度における主要施策の概要につきまして申しあげました。この斑鳩には、歴史文化、自然といった私たちの斑鳩だけが持つ資源があります。そして何よりも、住民一人ひとりが地域の財産です。

私は、和のところで、住民の皆様、そして斑鳩町を応援してくださる皆様と心をひとつにして、そして、国や県との連携を大切に、職員と一緒に汗を流しながら、未来へ続く斑鳩を創ってまいる所存であります。

議員の皆様におかれましては、さらなるご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、お手元に配布しております議事日程表の日程 8. 議案第 1 号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから、日程 5 1. 報告第 5 号 令和 5 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてまで、以上 4 4 議案を一括上程します。

町長から、本定例会に付議されました 4 4 議案について、総括提案説明を求めます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため、本日の総括提案説明は一部省略されますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため、本日、総括提案説明の一部省略について議員の皆さまにご配慮いただき、ありがとうございます。本定例会に付議いたしました議案につきましての概要説明をお手元に配布しております。本文の朗読は省略させていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） ここでお諮りします。

本日提出されています議案について、あらかじめ配布された提出議案説明にその概要が記載されておりますので、日程 8. 議案第 1 号から日程 21. 議案第 14 号まで、及び日程 26. 認定第 1 号の町長提案の 15 議案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程 8. 議案第 1 号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第 1 号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第 1 号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程 9. 議案第 2 号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第 2 号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第 2 号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程 10. 議案第 3 号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第 3 号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第 3 号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程 11. 議案第 4 号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第4号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第4号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程12. 議案第5号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第5号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第5号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程13. 議案第6号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第14号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第6号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程14. 議案第7号 令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第7号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第7号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程15. 議案第8号から日程20. 議案第13号までの6議案は、令和5年度各会計の予算にかかる案件です。

よって、会議規則第37条の規定により、6議案を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、日程15. 議案第8号 令和5年度斑鳩町一般会計予算について、日程16. 議案第9号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、日程17. 議案第10号 令和5年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、日程18. 議案第11号 令和5年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、日程19. 議案第12号 令和5年度斑鳩町水道事業会計予算について、日程20. 議案第13号 令和5年度斑鳩町下水道事業会計予算について、以上、6議案を一括議題とします。

ただいま一括議題としました6議案について、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第8号から議案第13号までの6議案に関する総括質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております6議案については、委員会条例第5条の規定により、委員7名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、それに付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号から議案第13号までの6議案については、委員7名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することと決しました。

お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名します。総務常任委員会から坂口議員、木澤議員。厚生常任委員会から横田議員、奥村議員。建設水道常任委員会から溝部議員、齋藤議員。広報発行常任委員会から井上議員。以上、7名の議員を指名します。

各議員には、よろしくお願いいたします。

次に、日程21. 議案第14号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

11番、濱議員。

○11番(濱真理子君) 議案第14号、奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について、2点の確認をさせていただきたいのでよろしくお願いいたします。

難しい分野ですので、教えていただきたく、質問をさせていただきます。

1点目は、斑鳩町がこの中にあります、別紙記載の市町村と、標記準備協議会の会員になることの議決を求めていますけれども、協議会が発足した後に会からの離脱をすることは可能でございますでしょうか。離脱については、それぞれの市町村の議会の議決が必要ということでございませうか。そしてまた、準備協議会に未加入の市町村が、新たに参加することは可能でございますでしょうか、教えてください。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 今回の広域水道企業団設立準備協議会につきましては、地方自治法によりますと、議会の議決を経て脱退する日の2年前までに、他のすべての構成団体に書面で予告することとなっております。この協議会の役割といたしましては、企業団になるまでの令和7年度までの役割となっておりますので、実質脱退については、次の判断にゆだねられるものと考えております。次の判断といいますのは、一部事務組合が令和7年度から設立されるにあたっての、また議会の議決を上程するものと考えております。それともうひとつですね、市町村が参加することにつきましては、現在は、特定の枠組みを決める、市町村で枠組みを決めることになってますので、それ以外の市町村が入ってくることは可能ではありますが、実質それに向けて、協議を重ねていくものですので、実質は難しいものと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 11番 濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。二つ目の質問ですけれども、提案されている議案が議決された後にですね、企業団の設立を含めて、これからずっと長期にわたって行われていきますけれども、その企業団の設立を含めて、この当議会ですね、斑鳩町の議会が関わる場面っていうのはどのようなものがあるんでしょうか。議会の立ち位置っていうの、その辺のことについて教えていただきたいんです。私は企業団スタートの後、そのスタート後の、例えば使用料ですね、水道使用料金の設定について、町民の意見が十分届かないことや、また将来の民営化についても危惧しております。

こういったことに町長が感じておられる、心配な点についてお聞きしたいです。

よろしく申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） この企業団設立準備会の設立にあたりまして、広域水道企業団基本計画が定められております。その基本計画によりますと、企業団議会というものが設けられることになっておりまして、詳細は令和5年度中に整理するということになっておりますが、意思決定機関として企業団議会を置くということと、企業団議会の議員は構成団体の議会の議員で構成し、すべての構成団体の議会から議員を選出すると、今のところとなっておりますので、そういった進め方がされるということでございます。また、この基本計画の中には、実質コンセッション事業への移行や民営化は行われないと謳っておりますので、その協定で進められていることでございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、浜議員。



○11番（濱真理子君） すいません。一番最後にお聞きしたいのは町長がどういうふう  
に考えておられるのかっていうところ。ちょっと教えていただきたいです。

○議長（伴吉晴君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 水道の一体化につきましては、やはりいろんな今、その状況です  
ね、今これから上水道整備とかまた幹線の整備、いろんな費用がかかってくるわけでご  
ざいます。それにつきましてやはり一体化することによって、この援助を得られること  
ですね、考え方としてはやはりこういう形で進んでいきたいというのが私の考えです。

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第14号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第14号は、建設水道常任委員会に付託します。

次に、日程22. 諮問第1号から日程24. 諮問第3号の3議案は、いずれも人権擁  
護委員の推薦について意見を求める人事案件です。

よって、会議規則第37条の規定により3議案を一括議題とし、会議規則第39条第  
3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、日程22. 諮問第1号、日程23. 諮問第2号、日程24. 諮問第3号の人  
権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）から（その3）の3議  
案については一括議題とし、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、諮問第1号から諮問第3号の人権擁護委員の推薦  
について意見を求めることについて（その1）から（その3）につきまして、ご説明申  
しあげます。本諮問は、現委員である、北山裕見子氏、中井充啓氏、及び森田敬子氏の  
任期が、いずれも令和5年6月30日をもって満了となることから、引き続き、北山裕  
見子氏、中井充啓氏、及び森田敬子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるも  
のでございます。

諮問第1号から順次、議案書を朗読させていただきまして、ご説明といたします。な  
お、それぞれの方の略歴につきましては、議案書の次のページに記載のとおりでござい  
ます。朗読につきましては省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

はじめに、諮問第1号です。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

令和5年2月28日提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町服部2丁目12番3号

氏 名 北山 裕見子

生年月日 昭和26年1月6日

続きまして、諮問第2号です。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

令和5年2月28日提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町龍田西3丁目13番11号

氏 名 中井 充啓

生年月日 昭和25年4月1日

最後に、諮問第3号です。

諮問第3号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その3）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

令和5年2月28日提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町稲葉西1丁目7番4号

氏 名 森田 敬子

生年月日 昭和35年6月15日

以上をもちまして、説明とさせていただきます。

何とぞ満場一致をもって、ご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） お諮りします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することと決しました。

続いてお諮りします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することと決しました。

続いてお諮りします。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その3）については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号については、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することと決しました。

ここで、11時10分まで休憩します。

（ 午前10時48分 休憩 ）

（ 午前11時10分 再開 ）

○議長（伴吉晴君） 再開します。

次に、日程25. 承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（令

和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第13号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって承認第1号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） それでは、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第13号）について）につきまして、ご説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読いたします。

承認第1号

町長専決処分について承認を求めることについて

（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第13号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第13号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和5年2月28日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第2号

専決処分書

令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第13号）について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年2月6日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、国の令和4年度第2次補正予算を活用して、出産・子育て応援給付金を給付するとともに、

妊娠時から出産・子育てまで一貫した相談支援を速やかに実施する必要があったことから、事業実施に要する費用の計上と、それに係る国及び県からの補助金の受け入れと、繰越明許費の追加について、令和5年2月6日付で専決処分させていただいたものです。

それでは、補正予算の内容につきまして、ご説明申しあげます。

恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお願いします。はじめに、歳入予算の補正です。出産・子育て応援給付金給付事業に対して、補助金が交付されることから、第15款 国庫支出金 第2項 国庫補助金 第3目 衛生費国庫補助金で2,761万6千円を、次に、第16款 県支出金 第2項 県補助金 第3目 衛生費県補助金で638万6千円を増額補正させていただいたものです。8ページをお願いいたします。続きまして、歳出予算の補正です。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第2目 母子衛生費で、出産・子育て応援給付金給付事業費で給付金及びその給付に必要な事務費として4,039万円を増額補正させていただいたものです。その主な内容としましては、第1節 報酬等で会計年度任用職員の雇用に係る費用、第3節 職員手当等で一般職員の時間外勤務手当、第10節 需用費で事務用品等の消耗品費及び返信用封筒の印刷製本費、第11節 役務費で案内通知等の郵送料、第12節 委託料で、給付管理システムの改修費、第18節 負担金補助及び交付金で対象の妊婦及び新生児の養育者に対して一人あたり5万円を給付する出産・子育て応援給付金となっております。次に第12款 予備費 第1項 予備費では、今回の補正に要する財源638万8千円の充当を行っております。恐れ入りますが、3ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費補正です。第4款 衛生費 第1項 保健衛生費で、出産・子育て応援給付金給付事業について、令和5年3月31日までに給付金等の支出が完了しないことから、繰越明許費4,007万9千円の追加を行ったものです。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

#### 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第13号）

令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,002千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11,288,594千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和5年2月6日 専 決  
斑鳩町長 中西 和 夫

以上で、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第13号）について）の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、承認第1号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第1号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号については、満場一致で承認されました。

次に、日程26. 認定第1号 町道認定についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、認定第1号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第1号は、建設水道常任委員会に付託します。

次に、日程27. 同意第1号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その1）を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、井上議員の退席を求めます。

（井上議員 退席）

○議長（伴吉晴君） お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、同意第1号の斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その1）につきまして、ご説明申し上げます。

本同意は、現委員の任期が、令和5年7月19日をもって満了となることから、新たに井上卓也氏を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案書を朗読させていただきますましてご説明といたします。

同意第1号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その1）  
標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年2月28日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町神南5丁目15番37号

氏 名 井上 卓也

生年月日 昭和48年5月27日

なお、井上卓也氏は、農業委員会等に関する法律第8条第6項に規定する、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者に該当する方であります。井上卓也氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりであります。朗読につきましては省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明とさせていただきます。何とぞ満場一致をもってご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） お諮りします。

同意第1号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については、満場一致で同意されました。

井上議員の入場を求めます。

（井上議員 着席）

○議長（伴吉晴君） 井上議員にお知らせします。

同意第1号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（そ

の1)は、満場一致で同意されました。

次に、日程28. 同意第2号から日程40. 同意第14号までの13議案は、斑鳩町農業委員会の委員の任命についての人事案件です。

よって、13議案を、会議規則第37条の規定により一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、日程28. 同意第2号、日程29. 同意第3号、日程30. 同意第4号、日程31. 同意第5号、日程32. 同意第6号、日程33. 同意第7号、日程34. 同意第8号、日程35. 同意第9号、日程36. 同意第10号、日程37. 同意第11号、日程38. 同意第12号、日程39. 同意第13号、日程40. 同意第14号の13議案については一括議題とし、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長(西巻昭男君) それでは、同意第2号から同意第14号の斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて(その2)から(その14)につきまして、ご説明申しあげます。

本同意は、同意第1号と同様、現委員の任期が令和5年7月19日をもって満了となることから、新たに、岡田功氏、奥野稔氏、坂本博彦氏、澤田昌巳氏、辰己昭清氏、塚原康裕氏、仲敬可氏、西谷喜代嗣氏、野口英治氏、三船和洋氏、宮崎亮氏、安井義和氏、及び安村博一氏を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

同意第2号から順次、議案書を朗読させていただきます、ご説明といたします。

なお、それぞれの方の略歴につきましては議案書の次のページに記載のとおりであります。朗読につきましては省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

はじめに、同意第2号です。

同意第2号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて(その2)

標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年2月28日 提出

斑鳩町長 中西和夫



記

住 所 斑鳩町法隆寺南1丁目6番6号

氏 名 岡田 功

生年月日 昭和18年7月28日

なお、岡田功氏は、農業者の方であります。

続きまして、同意第3号です。

同意第3号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その3）  
標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等  
に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年2月28日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺2丁目4番40号

氏 名 奥野 稔

生年月日 昭和29年9月5日

なお、奥野稔氏は、農業者の方であります。

続きまして、同意第4号です。

同意第4号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その4）  
標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等  
に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年2月28日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町目安1丁目11番12号

氏 名 坂本 博彦

生年月日 昭和31年3月25日

なお、坂本博彦氏は、農業者の方であります。

続きまして、同意第5号です。

同意第5号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その5）  
標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等  
に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年2月28日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町龍田1丁目8番6号

氏 名 澤田 昌巳

生年月日 昭和28年8月11日

なお、澤田昌巳氏は、認定農業者等に準ずる方であります。

続きまして、同意第6号です。

同意第6号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その6）  
標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等  
に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年2月28日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町稲葉車瀬1丁目12番15号

氏 名 辰己 昭清

生年月日 昭和25年12月20日

なお、辰己昭清氏は、認定農業者等に準ずる方であります。

続きまして、同意第7号です。

同意第7号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その7）  
標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等  
に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年2月28日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町大字三井611番地

氏 名 塚原 康裕

生年月日 昭和60年11月2日

なお、塚原康裕氏は、認定農業者の方であります。

続きまして、同意第8号です。

同意第8号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その8）

標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年2月28日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

記

住 所 斑鳩町高安1丁目6番38号

氏 名 仲 敬可

生年月日 昭和30年2月11日

なお、仲敬可氏は、認定農業者等に準ずる方であります。

続きまして、同意第9号です。

同意第9号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その9）

標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年2月28日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

記

住 所 斑鳩町興留東1丁目7番2号

氏 名 西谷 喜代嗣

生年月日 昭和30年6月6日

なお、西谷喜代嗣氏は、農業者の方であります。

続きまして、同意第10号です。

同意第10号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その10）

標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等

に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年2月28日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺2丁目8番4号

氏 名 野口 英治

生年月日 昭和22年3月31日

なお、野口英治氏は、農業者の方であります。

続きまして、同意第11号です。

同意第11号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その11）  
標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等  
に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年2月28日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町服部1丁目3番27号

氏 名 三船 和洋

生年月日 昭和30年6月20日

なお、三船和洋氏は、農業者の方であります。

続きまして、同意第12号です。

同意第12号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その12）  
標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等  
に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年2月28日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町龍田南4丁目3番17号

氏 名 宮崎 亮

生年月日 昭和17年12月17日

なお、宮崎亮氏は、農業者の方であります。

続きまして、同意第13号です。

同意第13号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その13）  
標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等  
に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年2月28日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺1丁目3番26号

氏 名 安井 義和

生年月日 昭和17年12月25日

なお、安井義和氏は、農業者の方であります。

最後に、同意第14号です。

同意第14号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その14）  
標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等  
に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年2月28日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺北2丁目1番21号

氏 名 安村 博一

生年月日 昭和26年4月22日

なお、安村博一氏は、農業者の方であります。

以上をもちまして、同意第2号から同意第14号の説明とさせていただきます。何と  
ぞ満場一致をもってご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） お諮りします。

同意第2号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（そ  
の2）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第3号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その3）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第4号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その4）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第5号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その5）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第5号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第6号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その6）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第6号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第7号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その7）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第7号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第8号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その8）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第8号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第9号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その9）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第9号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第10号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その10）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第10号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第11号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その11）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第11号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第12号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その12）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、同意第12号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第13号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて(その13)については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、同意第13号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第14号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて(その14)については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、同意第14号については、満場一致で同意されました。

次に、日程41. 同意第15号から日程47. 同意第21号までの7議案は、斑鳩町政治倫理審査会委員の選任についての人事案件です。

よって、この7議案を、会議規則第37条の規定により一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、日程41. 同意第15号、日程42. 同意第16号、日程43. 同意第17号、日程44. 同意第18号、日程45. 同意第19号、日程46. 同意第20号、日程47. 同意第21号の7議案については一括議題とし、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長(西巻昭男君) それでは、同意第15号から同意第21号の斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その1)から(その7)につきまして、ご説明申しあげます。



本同意は、現委員の任期が令和5年3月31日をもって満了となることから、引き続き、郡山尚氏、中面達也氏、浅野浩子氏、小野英子氏及び吉田尚子氏を、また公募による委員として、引き続き谷口政巳氏及び山本泰三氏を同委員として選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

同意第15号から順次、議案書を朗読させていただきますして説明といたします。

なお、それぞれの方の略歴につきましては議案書の次のページに記載のとおりであります。朗読につきましては省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

はじめに、同意第15号です。

同意第15号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その1）  
標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年2月28日提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町目安4丁目1番24号

氏 名 郡山 尚

生年月日 昭和21年4月26日

続きまして、同意第16号です。

同意第16号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その2）  
標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年2月28日提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町服部2丁目18番7号

氏 名 中面 達也

生年月日 昭和40年2月22日

続きまして、同意第17号です。

同意第17号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その3）  
標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治  
倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年2月28日提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町龍田3丁目4番8号

氏 名 浅野 浩子

生年月日 昭和51年4月22日

続きまして、同意第18号です。

同意第18号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その4）  
標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治  
倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年2月28日提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺1丁目2番37号

氏 名 小野 英子

生年月日 昭和28年10月5日

続きまして、同意第19号です。

同意第19号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その5）  
標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治  
倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年2月28日提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺西1丁目7番41号

氏 名 吉田 尚子

生年月日 昭和41年3月7日

続きまして、同意第20号です。

同意第20号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その6）  
標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治  
倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年2月28日提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町龍田北1丁目19番10号

氏 名 谷口 政已

生年月日 昭和22年11月18日

最後に、同意第21号です。

同意第21号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その7）  
標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治  
倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年2月28日提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町龍田西6丁目12番7号

氏 名 山本 泰三

生年月日 昭和56年7月3日

以上をもちまして、同意第15号から同意第21号の説明とさせていただきます。

何とぞ、満場一致をもって、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） お諮りします。

同意第15号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて  
（その1）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第15号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第16号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その2）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第16号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第17号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その3）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第17号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第18号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その4）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第18号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第19号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その5）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第19号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第20号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その6）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、同意第20号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第21号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その7)については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、同意第21号については、満場一致で同意されました。

次に、日程48. 報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)および日程49. 報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第11号)について)の2議案は、いずれも同一事故にかかる議会の委任による町長専決処分の報告であります。

よって、会議規則第37条の規定により2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、報告第2号及び報告第3号の2議案については、一括議題とし、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。 本庄教育次長。

○教育次長(本庄徳光君) それでは、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)及び報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第11号)について)につきまして、一括して説明申しあげます。

はじめに、報告第2号でございます。議案書を朗読をいたします。

報告第2号

議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告しま

す。

令和5年2月28日提出

斑鳩町長 中西 和 夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読をいたします。

斑専第19号

#### 専決処分書

##### 損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年12月22日

斑鳩町長 中西 和 夫

次に、3枚目でございます。損害賠償の額の決定についてでございます。

##### 損害賠償の額の決定について

大和郡山市今国府町地内において、公用車を運転中に前方を走行中の相手方が運転する乗用車に接触し損傷した事故に係る対人補償を次のとおり決定する。

#### 記

(運転者)

1. 損害賠償の額 142,690円
2. 損害賠償の相手方 奈良県生駒市東菜畑2-859-6  
村上 今日子

(同乗者)

1. 損害賠償の額 50,677円
2. 損害賠償の相手方 奈良県生駒郡斑鳩町興留6-4-15-B101  
村上 ゆり子

(同乗者)

1. 損害賠償の額 107,330円
2. 損害賠償の相手方 奈良県奈良市大安寺2-14-8  
木畑 晨恵

本件につきましては、令和4年5月12日に大和郡山市今国府町295番地6先路上におきまして、公用車を運転中に前方を走行中の奈良県生駒市東菜畑2-859-6、村上次郎氏が所有し、同住所、村上今日子氏が運転する乗用車に接触し損傷させた事故

が発生したものでございます。当日、公用車を運転しておりましたのは、教育委員会事務局総務課の木下聡子であり、前方を走行する車両の減速に気付くのが遅れ、ブレーキ操作が間に合わなかったことが原因でございます。

この事故によります損害賠償といたしまして、令和4年9月議会において、対物補償に係る損害賠償の額の決定について報告をさせていただきましたが、このたび、相手方車両の運転者村上今日子氏及び同乗者2人に対し、合計30万697円を支払うことで、対人補償に関する示談が成立いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、令和4年12月22日付で損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告させていただくものでございます。

続きまして、報告第3号についてでございます。議案書を朗読いたします。

報告第3号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第11号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和5年2月28日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第20号

専決処分書

令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第11号)について

標記の件について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年12月22日

斑鳩町長 中西和夫

これは、先ほどの報告第2号の損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴います損害賠償に係る保険金の受け入れと、損害賠償金の支払いのための予算補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億4,704万1千円とするものでござ

います。

補正予算書の予算に関する説明書に基づきましてご説明を申しあげます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。はじめに、歳入予算の補正でございます。第21款 諸収入、第5項 雑入、第5目 雑入で、自動車損害共済金として30万1千円、増額補正したものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。歳出予算の補正でございます。第9款 教育費、第1項 教育総務費、第2目 事務局費 補償補填及び賠償金で、賠償金として30万1千円、増額補正したものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読いたします。

#### 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）

令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ301千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11,247,041千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月22日専決

斑鳩町長 中西和夫

本件につきましては、十分な車間距離を確保し、前方にしっかりと注意を払うことで防ぐことができた事故であると、そのように認識をしております。改めまして、職員には、公用車の運転には細心の注意を払うよう指導したところでございます。以後、このような事故を起こすことがないよう、一層注意してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、報告第2号及び第3号の報告についての説明とさせていただきます。

何卒ご了承賜りますよう、よろしくお願いを申しあげます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 質疑を終結します。

これをもって、報告第2号及び報告第3号については終わります。

次に、日程50. 報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和



4年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、報告第4号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） それでは、報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）について）につきまして、ご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

報告第4号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和5年2月28日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第1号

専決処分書

令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年1月20日

斑鳩町長 中西和夫

今回の補正予算につきましては、第8期 斑鳩町介護保険計画に基づいて、町の指定となる小規模多機能型居宅介護事業所の開設準備に係る経費につきまして、県に対しま

して補助申請を行いましたところ、令和5年1月20日付で補助金755万1千円の内示決定を受けたものでございます。

町が事業者に対しまして補助金の交付決定を行うにあたりましては、町の予算計上が必要であること。また、事業者は町からの補助決定がなければ開設にあたっての準備ができず、計画どおり事業所開設が困難になりますことから、令和5年1月20日付で専決処分によりまして、予算補正を行ったものでございます。

それでは、本補正予算の内容につきまして、補正予算書の予算に関する説明書によりまして、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに歳入予算の補正でございます。第16款 県支出金、第2項 県補助金、第2目 民生費県補助金の老人福祉補助金で施設開設準備経費等支援事業補助金755万1千円の増額補正をお願いしております。

次に、6ページ歳出予算の補正でございます。第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第3目 老人福祉費の負担金補助及び交付金におきまして、歳入予算の補正額と同額の755万1千円の増額補正をお願いしております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただきまして、予算総則を朗読させていただきます。

#### 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）

令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,551千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11,254,592千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年 1月20日専決  
斑鳩町長 中西和夫

本補正予算につきましては、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会において指定された事項につきまして、令和5年1月20日付で専決処分を行いましたことから、同条第2項の規定によりまして、本議会の初日に報告させていただくものでございます。

以上、報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和4年度斑鳩

町一般会計補正予算（第12号）について）の説明とさせていただきます。

何卒ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 報告第4号に関する質疑を終結します。

これをもって、報告第4号については終わります。

次に、日程51. 報告第5号 令和5年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、報告第5号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） それでは、報告第5号 令和5年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

報告第5号

令和5年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和5年2月28日提出

斑鳩町長 中西和夫

恐れ入りますが、令和5年度 斑鳩町文化振興財団事業計画及び予算の1ページをお願いいたします。

はじめに、令和5年度事業計画でございます。（1）地域文化の振興事業、地域の文化に関する情報等の収集及び提供事業でございます。①公演・文化講座事業では24事業を計画し、事業費合計2,114万1千円を計上いたしております。

次に、（2）地域の文化活動拠点の管理・運営に関する事業でございます。①斑鳩町

文化振興センターの管理及び運営事業では、指定管理者の指定を受けて、ホール部分の管理運営を実施するもので、事業費1億2,375万円を計上いたしております。

次に、②斑鳩町立図書館の管理事業として、斑鳩町教育委員会と管理委託契約を締結し、図書館部分を管理するもので、事業費は1,471万8千円を計上しております。

以上が、令和5年度の事業計画でございます。

続きまして、6ページから7ページにかけて法人全体の財産の増減を、前年度と比較しました正味財産増減予算書でございます。7ページの下から7行目をご覧ください。一般正味財産の増減につきましては、一般正味財産期首残高で、公用車のリサイクル預託金の1万円から期末残高は増減ございません。また、その下、指定正味財産においても、期首残高から期末残高は増減なく、基本財産である斑鳩町からの出捐金の1千万円となっております。この結果、正味財産期末残高は増減なく1,001万円となっております。なお、8ページから17ページに内訳を添付いたしております。

以上で、報告第5号 令和5年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についての説明とさせていただきます。

何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 報告第5号に関する質疑を終結します。

これをもって、報告第5号については終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

明日3月1日から2日までは休会、3日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

（午前12時07分 散会）